

# いじめ対応に係る学校訪問のまとめ

(平成 24 年 10 月 9 日現在)

教学指導課心の支援室

I 小中学校まとめ

II 高校まとめ

III 特別支援学校まとめ

## I 小中学校まとめ

### 1 相談室設置の有無

小学校 (全 374 校)	349校 (97.2%)
中学校 (全 186 校)	175校 (98.3%)
附属小中 (全 4 校)	4校 (100%)
合計 (全 564 校)	528校 (97.6%)

平成 24 年 10 月 5 日現在

小学校 (全 374 校中 359 校 (96.0%))  
 中学校 (全 186 校中 178 校 (95.7%))  
 附属小中 (全 4 校中 4 校 (100%))  
 合計 (全 564 校中 541 校 (95.9%))

### 2 いじめ対応マニュアルの有無

小学校 (全 374 校)	325校 (90.5%)
中学校 (全 186 校)	166校 (93.3%)
附属小中 (全 4 校)	4校 (100%)
合計 (全 564 校)	495校 (91.5%)

### 3 相談窓口の周知 (複数回答)

	小学校 (全 374 校)	中学校 (186 校)	附属小中 (全 4 校)	合計 (全 564 校)
①学校要覧への明記	87	43	1	131
②全校集会での周知	309	142	3	454
③学校便りへの記載	289	139	0	428
④その他	143	59	2	204

### 4 職員研修の実施

小学校 (全 374 校)	346校 (96.4%)
中学校 (全 186 校)	170校 (95.5%)
附属小中 (全 4 校)	4校 (100%)
合計 (全 564 校)	520校 (96.1%)

### 5 教育課程での位置づけ (複数回答)

	小学校 (全 374 校)	中学校 (186 校)	附属小中 (全 4 校)	合計 (全 564 校)
①道徳・特活・総合等	370	166	4	540
②全校集会・学年集会等	274	146	3	423
③人権週間・旬間	355	176	4	535
④その他	11	5	0	16

## 6 具体的な事案

現在、対応している事案（学校が解決に苦慮しているもの）

### (1) <小学校>

ア 数回にわたり悪口を言われたり、足を蹴られたりした。担任が現場をとらえて指導するが、加害生徒が聞き入れない。教頭や支援員が個別指導を継続中。

イ 身勝手な言動をする児童が、周囲の児童との関係にきしみを生じ、関係が作れない。学級の規範意識を高めるとともに、全ての児童がのびのびと活動できるように学級指導を積み重ねている。

ウ 発達障害の児童が、教師の眼の届かないところで同じ学級の児童にからかわれた。加害児童への指導とともに、被害児童の保護者に了解を得て、学級全体指導。児童たちの活動を見守る体制を作った。

エ 自己中心的な行動をしたり、弱い生徒に手を出したりしていた児童が、周囲から疎外された。仲間はずしをされたことと、その原因となったことを区別して指導することに困難さがある。また、保護者の理解がなかなか得られない。

オ 仲良しの友人から、無視、仲間はずしをされた。各学級担任の指導により、友人関係は落ち着いてきたが、家庭間の関係が修復しない。

カ 数人の児童から悪口を続けて言われるようになり、教室に入りづらくなった。被害児童への支援、加害児童への指導とともに、安心していられる学級づくりを継続している。

キ 一部児童による、暴言や暴力がまかり通り、担任の制止が利かない。学級の児童が恐れ、何も言えない状態。校長、教頭、学年主任が当該児童の個別指導を継続。学級懇談会を開き、保護者にも協力を仰ぐ。2学期からはT・T体制をとり、授業は成立している。

ク いじめ問題の学校の対応について、被害児童の保護者が納得できず、登校に関する支援の提案を受け入れずに不登校。地教委、校長、担任で保護者と話し合いを継続中。

ケ 級友から仲間はずしや脅しを受けていると保護者から訴えがあり、事実を調査。双方の言い分が食い違い、平行線をたどる。児童同士の関係は改善に向かっているが、保護者が、学校の対応に納得していない。

### (2) <中学校>

ア ネット上への個人を中傷する書き込み。ネットモラルに関する指導や、人権にかかわる指導を学年で統一して進めた。被害生徒に対する心のケアを担当中心に行い、保護者の理解も得られた。書き込んだ加害者を特定することができない。

イ ささいなトラブルでもかっとして粗暴な言動をとってしまう生徒が、級友に避けられ、登校を渋り、相談室で過ごすことが多くなった。本生徒を中心にした学級づくりを継続。小学校時にいじめられた経験から、保護者には学校への不信感があるため学校長を中心に保護者と懇談を継続中。

ウ 友人の陰口を言ったり、借りたものを返さなかったりして周囲から相手にされなくなった生徒が、登校を渋るようになった。保護者とも協力して支援を進めることを確認。丁寧に指導を継続し、相談室への登校が始まった。

エ きつい言葉を言われたり、避けられたりした生徒が、気持ちが不安定になり登校できない。加害生徒は反省し、謝罪の意向を示すが、被害生徒の家庭の事情から、謝罪が行われない。担任や部活顧問による家庭訪問を継続。SSWによる家庭支援も検討中。

オ 周囲とのコミュニケーションが苦手な生徒が、仲間から孤立。本人はいじめとは思っていないが、母親がいじめととらえている。学級担任を中心に、学級の仲間とかかわれるような活動を仕組み、本人の心を開き、支え合うことのできる集団作りを継続。本人、母親へのカウンセリングを勧めている。

カ 複数の生徒が、相手を変えながらプロレスごっこやケンカごっこをし、一人がけが。事実関係の聞き取りと指導を行うが、生徒、保護者ともに遊びととらえ、問題の重大性を認識できず、深い反省に至らない。

キ 小学校時代の知り合いから、悪口を言われ、心身の不調をきたし、登校が困難になった。SC・不登校専門相談員・主任児童委員と連携した支援を行い、6月から中間教室へ登校を始めた。支援継続中。

ク 無視やからかいによって不登校傾向になり、校内中間教室に通っている生徒が、なかなか教室に入ることができない。加害生徒への指導や、学級での全体指導、本人が教室に入りやすい環境づくりを継続中。本人、保護者ともにいじめのつらさから、なかなか進展が見られない。

ケ 悪口を言われたり蹴られたりしたことにより、学校に遅刻、欠席しがちになったと保護者が受け止め、状況が好転しない。いじめと不登校傾向との関係は不明。本生徒に放課後の学習支援を行っている。母親の気持ちを受容し、連絡を密にとる。

コ 靴の中に異物を入れられ、不安から保健室登校となる。行為者の特定が難しく、保護者の理解が得られない。本人・保護者への丁寧な説明。養護教諭中心に本人へのケアと担任の学級全体への指導を継続。

サ 部活動中に持ち物にいたずらされた。被害生徒は通常の生活をとりもどしているが、保護者の理解が得られない。調整・話し合いを継続中。

シ 体育の時間にいやがらせされた。生徒同士の関係は徐々に修復している。保護者会を開催し、謝罪したが、保護者の理解がなかなか得られない。

## 7 いじめ問題の解決に向けての困難点と対応策

- 小学校低学年の児童や外国籍児童生徒への聞き取りによる事実関係の確認や支援・指導が困難な場合がある。日ごろから児童の学校での様子を把握する体制を整えたり、保護者と協力したりすることが必要である。
- 保育園・幼稚園、小学校と子どもや保護者の人間関係が固定化し、新たな人間関係の構築が困難な場合がある。幼少期からの人間関係作り、開かれた学級づくりをすすめていく必要がある。
- 加害児童生徒や保護者が、行為をふざけ・遊びと軽く考えたり、よくなかったと理解しながらも、自分だけではないと考えたりして、行為を反省するに至らない場合がある。相手の立場に立ってその心情を思いやることができるように時間をかけて指導を継続する必要がある。
- 保護者の理解や協力がなかなか得られず、進展しない場合がある。特に加害生徒の保護者が学校の指導方針及び方法について理解や協力を得られない場合や、関係保護者の関係がこじれてしまう場合は対応が難しい。授業参観や学級PTA、学級通信などを通し、ふだんから保護者の理解を得られる関係作りに心がけておく。また、学校の指導・支援方針や対応の仕方を十分検討した上で、チームで粘り強く対応する必要がある。
- 加害または被害児童生徒に発達障害等の障害がある場合。ふだんから児童生徒一人一人が学級集団の中に位置づくような学級づくりをしたり、個に応じた支援をしたりする。また、必要に応じて、医療等専門機関の助言や協力を得ながらすすめる。
- 昇降口の靴へのいたずらや、落書き、インターネットのブログへの誹謗中傷など、加害児童生徒や目撃した生徒から訴えがないと事実の把握が難しい場合。被害児童生徒の心のケアを大切にするとともに、被害児童生徒、保護者の了承のもと、学年集会などで取上げて情報収集に努めたり、再発の防止策を講じたりする。
- 一度解決したと思われた事案が水面下で継続していたり、加害児童生徒と被害児童生徒の立場が逆転して再燃したりする場合がある。いじめの解決に向けた取組みと同様に、一旦解決した後の当該児童生徒のその様子を注意深く観察し、保護者との情報交換を密にしたり、学級や学年全体に向けた指導を継続していく必要がある。

## 8 参考となる取組

### (1) いじめの未然防止及び早期発見につながる取組

#### ア 児童生徒の主体的活動の活用

いじめの未然防止及び早期発見のためには、児童生徒自らが人権尊重の意識を持ち、主体的に行動することが必要である。児童会や生徒会、異学年交流などの活動を生かして、児童生徒の自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てるとともに、自他の人権を守り大切にしようとする意識と実践力を育成することが求められている。

- 児童会の活動「なかよしの木」、「いいところさがし」等により、互いのよさを認め合う活動を日常化している。
- 児童会祭における、高学年と低学年の交流。また、縦割り学級による、清掃、学習、遊び会などの異年齢交流を実施し、他者を尊重することの大切さを感じられるようにしている。
- 児童会、生徒会による年度当初の生活オリエンテーションにより、児童生徒の学校生活へのスムーズな適応を支援するとともに、不安を軽減できるようにしている。
- 児童会、生徒会役員による朝の挨拶運動に職員も参加して、児童生徒の様子を観察し、表情やあいさつの声から心の状態を把握するようにしている。
- 児童集会で「されてうれしかったこと、いやだったこと」、「ワクワク言葉・チクチク言葉」の発表会を行い、自分の言葉で思いを伝えたり、仲間の気持ちを受け止めたりできるようにしている。
- 児童会、生活委員会による「言葉遣いアンケート」により、ふだんの生活の中の言葉遣いを見直し、相手を大切にすふさわしい言葉を使うことの必要性に気づけるようにしている。
- 「〇〇小学校友だち宣言」、「〇〇中学校人権憲章」などの学校いじめ撲滅メッセージを児童生徒の手で作成し、児童生徒自らいじめをなくす自覚と誇りをもてるようにしている。また、それを受けて、各学級メッセージの作成をおこなっている。
- 生徒会によるいじめをなくし、明るい学校生活のための標語コンクールを行い、一人一人が相手を尊重する気持ちをもてるようにしている。

#### イ 相談体制の充実

相談室は、ほとんどの学校で設置されている。また、保健室や、中学校においては教科の準備室などを用いて相談をしている例も多い。いじめ発見のきっかけは、小学校においては、認知件数335件中63件、中学校においては認知件数448件中67件が本人からの訴えによる（「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果）ことから、生徒がいつでも安心して相談できる環境を整備することは、いじめの未然防止及び早期発見に有効である。

#### (ア) 相談場所の確保

- 相談室に心の相談員や相談支援員が常駐し、児童生徒がいつ訪問しても相談ができるようにしている学校がある。担任や教科担任に相談を申し出て、相談室や教科の準備室などで相談する体制をとっている学校もある。また、スクールカウンセラーが曜日を決めて相談室に常駐している学校もある。
- 相談室内をカーテンやロッカー等で間仕切りし、複数生徒の相談に対応できるようにしているとともに、一時的な仲間とのトラブルや、不登校傾向の生徒の居場所として活用している。

- 保健室で養護教諭が相談の窓口となり、保健室内を仕切り、相談に対応している学校もある。養護教諭が2名配置されている学校では、役割を分担したり生徒によって担当を決めたりしている場合もある。特に、中学校ではいじめ発見のきっかけの役割を養護教諭が果たす場合が多い。
- 校長室や保健室、職員室など複数の窓口を準備し、児童生徒や保護者がいつでもどこでもだれにでも相談ができるようにしている学校も多い。小学校や中学校では、いじめ発見のきっかけのうち保護者からの訴えが、小学校87件、中学校89件と多くなっている。保護者相談を大切にすることがある。

#### (イ) 定期的な相談の実施

- 学期ごと面接週間や教育相談日を設けて、学級担任や学年職員、教科担任などによる面接を一人15～20分の時間で実施している学校が多い。中には、週に1回曜日を決めて、朝や放課後に相談の時間を設定している学校もある。児童生徒の状況把握とともに、いじめの早期発見にもつなげている。
- 相談カードを用いて、時間と相談したい教員を児童生徒が決め、担任や相談係に提出し、時間と場所を決めて相談するようにしている学校が中学校に多くある。また、放課後の学習相談ということで、教科担任への質問の時間を設定している学校もある。
- 中学校では、学校長が給食の時間に3～4人ずつ毎日3年生と食事をともにしながら会話をし、生徒の様子を把握している学校も数校ある

#### (ウ) その他

- 小学校においては、休み時間や、放課後に児童とともに遊ぶ時間を作り、ともに活動する中で、教師が児童の表情を観察して相談をもちかけたり、元気の出る声かけをしたりすることを大切にしている学校もある。そのような機会に児童生徒と教師との信頼関係を築き、児童生徒が相談しやすい雰囲気を作っておくことは必要である。
- 「SOS郵便」、「相談箱」などを保健室入り口や、職員室前などに設置し、日頃の悩み、相談したいこと等をいつでも伝えられるようにしている学校もある。主に、相談係や、生徒指導主事が担当している場合が多い。
- 保健室や相談室で一時的に学習している児童生徒に、1日に1度は必ず担任や学年職員が訪れ、在室している児童生徒と会話したり、声かけをしたりする機会をもつようにしている学校がある。担任する児童生徒以外の児童生徒への声かけも大切にしている。
- 教育相談係が、「相談室だより」等の通信を生徒や保護者向けに発行して、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行っている。
- 教務主任や学年主任、コーディネーターが保護者からの相談の窓口となり、保護者相談をしている学校もある。担任に直接伝えられない保護者にとって、相談するよい機会となっている。

#### ウ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- 学校要覧や教育計画に、いじめを許さない学校の姿勢を示し、年度当初に全校に配布する。また、悩みごとがある場合には一人で悩まず相談することや相談窓口の周知を行っている。
- 全校集会での学校長や生徒指導係、人権教育係からの講話をおこなっている。
- 人権教育強調月間などを位置づけ、期間中に授業参観や学年PTAを開催し、保護者とともに、いじめ問題への取組みを考え合うようにしている。
- 生徒や保護者に向けて、学校便り、学年通信、保健室便りなどで、いじめは絶対に許さないことを周知する。また、学級通信などを用いて、学級担任の願いや、学級の児童生徒の様子などを児童生徒や保護者と共有している。

#### エ アンケート調査の実施

いじめに特化したアンケートを実施している小学校は85.8%、中学校は88.3%（「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果）であるが、それ以外にも、学校生活の充実度等について調査を実施している学校がある。県教育委員会で提供しているものを学校でアレンジして使用したり、学校独自のものや様々なチェックシートを利用した実態調査を実施したりするなど、一人ひとりの状況を把握し、生徒が安全で意欲的な学校生活を送ることができるようするために、アンケート調査を活用している学校がある。

- 年間に数回、あるいは状況に応じて「なかよしアンケート」、「いじめアンケート」を実施し、生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、必要に応じて児童生徒と相談を行ったりしている。
- 毎月簡易アンケートを行い、短い期間の児童生徒の生活や心の変化をとらえてその要因を探ったり、面談を行ったりし、いじめの可能性を見つけたりしている。
- Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）を実施し、生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や気になる児童生徒との面談に生かしている。
- 小中連携SUTEKIアンケートを実施し、中学校生活への不安や、適応の困難さの要因を探り、一人一人への支援に生かしている。

#### オ 人権感覚に基づいた日常の取組

児童生徒が安心して楽しく学校生活を過ごしたり、保護者との信頼関係を築いたりするために、教師のふだんのさりげない態度や言葉、温かなまなざし、いじめは絶対に許さないという態度や雰囲気大切にしている学校が多かった。

学校長のリーダーシップのもと、教師自身が感性を磨き、児童生徒への指導にあたることで、いじめの防止や早期解決にもつながる。



- 学校長、教頭が授業中に各教室を回り、児童生徒の様子を観察している。また、空き時間に当番制で校内を巡視し、昇降口、空き教室などの状態を情報交換し、児童生徒の様子を把握したり、環境美化を行ったりしている。
- 授業における生徒指導を重視し、授業のルールを徹底している。また、児童生徒の思いや考えを受容し、安心して発言できる雰囲気を作ることを全職員が意識している。
- 遊びの時間を設けたり、昼休みなどに児童生徒とともに過ごす時間を多く作ったりして児童生徒の様子を観察するとともに、相談や声掛けを積極的におこなっている。
- 登校時や下校時に、職員が昇降口に出て、あいさつや声掛けをしながら生徒とコミュニケーションをとっている。特に、下校時において、その日の児童生徒の活動や気持ちを把握することができる。
- 児童生徒には「〇〇さん」という敬称を用いて呼称をしている。
- 日記や生活記録を丁寧に読み、児童生徒の気持ちに寄り添いながら返事を書き、信頼関係を築く。日記の向こうにいる児童生徒の保護者とも対話することになる。

## カ 学校外との連携

### (ア) 学校種間の連携

- 保育園と連携し、児童の育ちの経過を理解しながら児童理解を進めている。
- 中学校入学前のオリエンテーションを授業体験型や、生徒会主体型にし、充実を図っている。また、中学校の教職員が週に1回小学校に行き、授業を行っている。
- 中高連携を強化し、中高連絡会などで特別な支援を要する生徒について丁寧な引継ぎを行うようにしている。とくに、支援の具体を引き継ぐようにする必要がある。
- 児童センターや児童館を定期的に訪問し、児童の様子を観察したり気づいたことについて懇談したりしている。

### (イ) 外部機関や人材の活用

- 講師を招き、生徒向けの情報モラル等の学習会や、職員向けの発達障害に関する研修会を多くの学校で実施している。
- 人権教育強調月間、人権週間などに、講師を招いて、生徒・保護者・教職員が学ぶ講演会をほとんどの学校で実施している。ロールプレイなど体験型学習を行っている学校もある。
- 発達障害の児童生徒への対応を、市町村の支援センターの支援専門員の助言のもと、保護者との関係を築きながら丁寧に支援している。

## キ その他

- 学校評議員、地区の民生児童委員、駐在所の方、PTA等からなる、いじめ対策委員会を設置し、年に2回の会議を行い、学校の様子を情報交換している学校がある。
- PTA会室を拠点にPTAが日常的に活動し、子どもを見守ったり、教職員の支援をしたりしている。
- 小学校高学年の授業を教科担任制にしたり、学年合同授業などをしたりして、多くの目で児童の様子を把握するようにしている。

## (2) 早期対応及び解決につながる取組

### ア いじめ対応マニュアルの活用

いじめ対応マニュアルを作成している学校は、小学校90.5%、中学校93.3%である。

- いじめ事案が発生したとき、すぐにチーム対応できるように、マニュアル内で、支援・指導の流れをわかりやすくフローチャート化している学校がある。
- 「事実確認のポイント」、「被害生徒への対応」、「加害生徒への対応」、「第三者的立場の生徒への対応」、「保護者や地域への対応」等項目ごとにまとめ、指導の際に、使いやすいようにしている場合もある。
- いじめ対応マニュアルを見直し、実際に機能しやすいものにしたたり、加害児童生徒への支援の充実を図ったりしようとしている学校もある。
- 職員会でいじめ対応マニュアルを読み合わせ、いじめについて教職員が共通認識をもったり、いじめ発見チェックリストなどを用いて、教職員のいじめに対する感性を磨いたりして、研修を行っている学校もある。

### イ チームによる対応

いじめの事案が発生した際、加害生徒や被害生徒はもちろん、その他の生徒や保護者、学級や学年、部活動などへの迅速な対応が求められる。学校長のリーダーシップのもと、関係職員を中心としたチームが立ち上がり、「だれが、何を、どのように、いつまでに」などの具体的な対応ができなければ早期の解決は難しい。事案の内容に応じて編成するチームの構成について、いじめ対応マニュアルで示しておくこと、早期対応に有効である。

- マニュアルに基づいて、学校長を委員長とするいじめ対策委員会を立ち上げ、事実の調査、被害生徒及び加害生徒への対応を迅速にしている。
- 学校長の指導のもと、指導の方針や対応の仕方、具体的な役割分担をチームが確認し、生徒や保護者に対応している。

- 報告・連絡・相談を徹底し、一人で抱え込まないようにしている。また、その日に起きたことはその日のうちに必ず対応するようにしている。
  
- 学年職員や教科担任が児童生徒の様子を把握し、放課後に情報交換をし、変化に敏感になっている。いじめ防止だけでなく、いじめが解決した後の様子を大切にしている。

## 9 今後の対応

- (1) 各学校の効果的な特色ある取組について、いじめの未然防止や早期発見、早期対応の参考となる事例を、「生徒指導だより（仮称）」で紹介していく。
  
- (2) 学校訪問でいただいた各学校の「いじめ対応のマニュアル」を参考に、「いじめ対応のマニュアル充実の手引き」を作成する。その場合、未然防止にかかわるふだんの学校の取組や、迅速な対応の取組について示し、各校のいじめに係る対応マニュアル作成及び具体的対応の参考となるようにする。
  
- (3) 各校で現在解決に苦慮している事案について、その後の状況を確認するとともに、早期解決に向けた継続的支援をしていく。

## II 高校まとめ

### 1 相談室設置の有無

全日制 (全 85 校)	77 校 (90.6%)
定時制 (全 18 校)	15 校 (83.3%)
通信制 (全 2 校)	2 校 (100%)
合計 (全 105 校)	94 校 (89.5%)

### 2 いじめ対応マニュアルの有無

全日制 (全 85 校)	35 校 (41.2%)
定時制 (全 18 校)	8 校 (44.4%)
通信制 (全 2 校)	1 校 (50.0%)
合計 (全 105 校)	44 校 (41.9%)

### 3 相談窓口の周知 (複数回答)

	全日制 (全 85 校)	定時制 (全 18 校)	通信制 (全 2 校)	合計 (全 105 校)
①学校要覧への明記	21 校 (24.7%)	6 校 (33.3%)	1 校 (50.0%)	28 校 (26.7%)
②全校集会での周知	59 校 (69.4%)	13 校 (72.2%)	2 校 (100%)	74 校 (70.5%)
③学校便りへの記載	36 校 (42.4%)	7 校 (38.9%)	2 校 (100%)	45 校 (42.9%)
④その他	43 校 (50.6%)	8 校 (44.4%)	1 校 (50.0%)	52 校 (49.5%)

### 4 職員研修の実施

全日制 (全 85 校)	52 校 (61.2%)
定時制 (全 18 校)	12 校 (66.7%)
通信制 (全 2 校)	1 校 (50.0%)
合計 (全 105 校)	65 校 (61.9%)

### 5 教育課程での位置付け (複数回答)

	全日制 (全 85 校)	定時制 (全 18 校)	通信制 (全 2 校)	合計 (全 105 校)
①道徳・特活・総合等	44 校 (51.8%)	10 校 (55.6%)	1 校 (50.0%)	55 校 (52.4%)
②全校集会・学年集会等	61 校 (71.8%)	13 校 (72.2%)	1 校 (50.0%)	75 校 (71.4%)
③人権旬間・週間	44 校 (51.8%)	7 校 (38.9%)	0 校 (0.0%)	51 校 (48.6%)
④その他	4 校 (4.7%)	1 校 (5.6%)	1 校 (50.0%)	6 校 (5.7%)

対 象：県内の全公立高校

時 期：8月13日～8月30日

訪問者：県教育委員会事務局（高校教育課・  
心の支援室）

知事部局（次世代サポート課）

内 容：いじめの現状、学校の取組状況、  
相談体制等

## 6 具体的事案

### (1) 学校訪問時に対応していた事案

- ア 部活動内でつらくあたられたり、ツイッターで書き込みがあるという訴えがあって、対応していた。当事者や周辺生徒から聞き取りを行い、人間関係のトラブルとして指導し、一応の解決をみた。
- イ 被害生徒の友人からの訴えで、携帯の有料ゲーム無断利用等長期間のいじめが発覚して対応していた。事実確認を行い、加害生徒に対する指導を終え、一応の解決に至った。
- ウ ツwitterに友人の悪口を書きこんだ生徒が、謝罪を強要されて不安定になった事案で、その生徒の不登校状態が続いていたため対応していた。トラブルについては、謝罪を強要した生徒を指導し、一応解決した。
- エ 前年度クラス内で起こっていたいじめについては、講座編成の配慮で解決していたが、加害生徒たちの生活態度に課題が多いため対応していた。教科担当者会を開いて、チームで自己肯定感を高める指導を継続することになった。
- オ もともとやや不登校傾向にあった生徒が、複数の生徒から暴力・金銭強要をうけていたことが発覚し対応していた。いじめについては、加害生徒を指導して一応の解決をみたが、被害生徒の不登校状態が続いているため継続して支援している。
- カ 特定の生徒の上履きや教科書等が隠される事案が発生し、警察にも相談するなど対応していた。加害生徒の特定はできていないが、職員の巡視などを継続して行い、その後被害は発生していない。
- キ 奇抜な言動が見られる生徒がクラスの中で孤立しているので対応したが、本人がいじめられている認識がなく、しかも不安定な状態が続いていた。SC のカウンセリングなどで対応しているが、欠席が増えている。
- ク 相談機関にクラス内で避けられているという訴えがあり対応したが、事実関係が明らかにならなかった。訴えた生徒は発達障害が疑われるため、関係機関と連携して支援している。
- ケ 不登校傾向の生徒がことばによるいじめや仲間外れを訴えたので対応した。加害生徒に対する指導をおこない一応解決したが、被害生徒に対するカウンセリング等継続的な支援をしている。

### (2) 対応に苦慮した(苦慮している)事案

- ア 暴力行為およびその行為の動画撮影をしていた生徒に対する指導を行ったが、一部の加害生徒の保護者が指導に理解を示さず、対応に苦慮した。粘り強く丁寧に説明することで理解が得られ、解決の方向に向かっている。
- イ 昨年度のいじめ事案について、被害生徒保護者の知人からさらに大きな被害があるとの抗議があり、対応に苦慮した。警察と連携して事実関係を明らかにして、一応の解決をみたが、その後も被害生徒のカウンセリングなど心のケアにつとめている。
- ウ からかい等のいじめ行為があることを被害生徒が認めないため、加害生徒に対する指導ができず苦慮した。被害生徒が精神的に不安定な状況が続いているため、相談室での継続的な対応と医療機関との連携をすすめている。

## 7 いじめ問題の解決に向けての困難点

- 被害生徒やその保護者が、被害状況の追及や加害生徒への指導を望まない場合の対応。
- 加害生徒にいじめ行為をしたという自覚がない、またはその認識ができないため、指導に従わない場合の対応。
- 保護者の理解が得られない場合の対応。特に加害生徒の保護者が学校の指導方針及び方法について非協力的な場合。
- 加害または被害生徒に発達障害等の障害や病気がある、または疑われる場合の対応。
- 表面化せず、被害生徒や第三者的立場の生徒から訴えがないと把握が難しい場合。

## 8 参考となる取組

### (1) いじめの未然防止及び早期発見につながる取組

#### ア 生徒の主体的活動の活用

いじめの未然防止及び早期発見のためには、生徒が人権尊重の意識を持ち、主体的に行動することが必要である。生徒会活動など生徒自らが考え取り組む活動が、生徒の自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てるとともに、自他の人権を守り大切にしようとする意識と主体的実践力の育成に有効である。

- 平成21年度に、授業中には使用しないこと、根拠のないうわさの書き込みやメールなどによるいじめは絶対にしないことが宣せられた「携帯電話に関する生徒会宣言」が生徒総会で採択された。各教室にこれを掲示するとともに、生徒集会等で呼びかけをしている。また、スマートフォンの普及に対応するため、この宣言の改訂やアンケート調査実施の取組を検討している。
- 平成8年度に、生徒会により「いじめのない学校作り宣言」がなされ、宣言書は額に入れて生徒昇降口に掲示されている。生徒会の大事な事業の一つとして引き継がれ、毎年、生徒会オリエンテーションにおける説明や、署名活動等が実施されている。
- 多くの生徒が登校する時間に合わせて、生徒会役員が生徒昇降口において朝の挨拶運動を実施している。これに職員も参加しているが、気になる生徒の様子を観察したり、休みがちな生徒の出欠状況を確認したりするよい機会となっている。

#### イ 相談体制の充実

##### (ア) 相談室の活用

相談室は、約90%の高校において設置されている。また、未設置校においても、生徒指導室の一角を相談スペースとして利用する等、各校の実情に応じた工夫をしているが、高校におけるいじめ発見のきっかけは、認知件数130件中67件が本人からの訴えによる（「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果）ことから、相談室を他の部屋とは別に独立させて設置する等、生徒がいつでも安心して相談できる環境を整備することは、いじめの未然防止及び早期発見に有効である。

- 相談室には1名ないし2名の職員が常駐している。常駐には、教育相談係（教育相談コーディネーター）や特別支援コーディネーターがあたっている。また、全職員が輪番で常駐し、相談室が職員不在とならないようにしている学校もある。
- 相談室内をコンパネやカーテン、ロッカー等で間仕切りし、複数生徒の相談に対応できるようにしているとともに、不登校傾向の生徒の居場所を提供できるようにしている。
- 職員が常駐している第1相談室の横に第2相談室を設けている。相談室が複数あることで、複数の生徒への対応、生徒や保護者とスクールカウンセラーとの面談、個別のケース会議等、状況に応じた活用ができています。
- 相談室を保健室の隣に設けることで、教育相談係と養護教諭との早期連携がとれるようになっている。

#### (イ) 短時間の生徒面談の実施

- 年数回の面接週間を設定（例えば、5月中旬、9月下旬、12月上旬の3回設定）し、朝と放課後を利用して、学級担任による面接を一人15～20分の時間で実施している。内容は学校生活全般に関することであるが、生徒一人ひとりの状況把握とともに、いじめの早期発見にもつながっている。
- 1学年全員を対象にした面接を、学級担任以外の全職員で分担して実施している。事前に、職員で教育相談の進め方を確認の上、受容共感的な姿勢を基本に、生徒一人5～10分で、面接用紙を利用しながら行っている。
- 学校長が、昼休みを利用して3学年全員を対象に面接を実施している。1日に二人ずつ、自己紹介・夢・がんばっていること・信頼できる先生・高校生活の評価・学校（学校長）に言いたいことについて面談している。生徒に寄り添って安心感を与えることを基本としている。

#### (ウ) その他

- 教育相談係あるいは教育相談委員会が、「相談室だより」等の通信を定期あるいは不定期に、生徒や保護者向けに発行して、教育相談窓口の周知やスクールカウンセラーの紹介、心身の調整に関する啓発等を行っている。また、職員向けの通信を発行して、教育相談や生徒指導に関する記事の紹介等をしている学校もある。
- 保健室あるいは相談室前に相談箱を設置していて、スクールカウンセラーとの相談希望や日頃の悩み等について、生徒が自由に投書できるようにしている。
- 日頃から、積極的な声かけにより、困ったときに相談できる信頼関係の構築に努めるとともに、相談室だけに限らず、保健室や職員室など、校内に相談できる窓口を複数準備して、場所にこだわらず、生徒からの相談にすぐに対応できるようにしている。
- 教育相談係が時間割の帯に組み込まれており、毎週実施している。気になる生徒の状況を把握し、個別支援策を検討している。

#### ウ 「いじめは絶対に許さない」姿勢の周知

- 全校集会（始業式や終業式、または緊急集会等）において、学校長あるいは生徒指導係から、いじめの加害者にならないための生徒の意識改革や、被害にあったり悩みがあったりした場合に一人でも悩まず相談すること等についての講話を行っている。
- 生徒指導係が全学級を回って、いじめの防止や相談窓口の周知等、いじめの根絶に向けた講話を実施した。
- いじめは絶対に許さないことを示している生徒向けの学校生活手引があり、各学級において、今回あらためて読み合わせをした。
- 学校の姿勢について、入学式をはじめPTAの集会、地区懇談会等を利用して保護者へ説明し、理解と協力をお願いしている。
- 朝の読書の時間等を利用して、新聞に掲載されたいじめに関連する記事の読み合わせを、各学級で実施している。
- インターネットや携帯電話のメールで他者を誹謗中傷する書き込みをしないよう呼びかけながら、生徒の情報モラルの向上を図るとともに、情報担当職員によるサイト（学校裏サイトや掲示板サイト等）の定期的なパトロールを実施している。
- 全保護者のメールアドレスを登録してもらい、「安心・安全メール」や学校からの連絡等を送信できるようにしている。今回のいじめ問題への取り組み強化について、このシステムも利用して保護者に周知した。

#### エ アンケート調査の実施

いじめに特化したアンケートを実施している高校は約57%（「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」結果）であるが、それ以外にも、悩みや学校生活の充実度等について調査を実施している学校がある。県教育委員会で提供しているものを学校でアレンジして使用したり、学校独自のものや様々なチェックシートを利用した実態調査を実施したりするなど、一人ひとりの状況を把握し、生徒が安全で意欲的な学校生活を送ることができるようにするために、アンケート調査を活用している学校がある。

- 生徒指導上の問題が発生した後など、状況に応じて機を逃さないように、「いやがらせやいじめについてのアンケート」や「傷ついた言葉・傷つけた言葉の調査」を実施し、いじめや差別は絶対に許さない、温かい絆を広げていきたいという願いを伝えている。
- Q-U（楽しい学校生活を送るためのアンケート）、あるいはアセス（学校環境適応感尺度調査）等、生徒理解のためのアセスメントツールとなる調査を実施し、生徒一人ひとりの学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や気になる生徒との面談に生かしている。
- 「こころ・生活 振り返りチェックシート」、あるいは「悩みアンケート」、「心の健康チェック」等の調査を実施し、生徒に、自分の心身の状態や他者との関わり方について自己理解を深めさせるとともに、いじめの早期発見にもつなげている。



- 全校生徒を対象に生徒指導講習会を開いた。「いじめに関するアンケート」の結果をスライドで示し、また、資料を用いながら、生徒自身がいじめとは何かについて考える機会となった。

#### オ 人権感覚に基づいた日常の取組

今回の学校訪問で、人権教育推進の基盤づくりのために重要となる、いわゆる「隠れたカリキュラム」の視点に立った指導の大切さを強調する学校が多くあった。教職員の日々の言動が生徒に与える影響は大きく、さりげない態度や言葉使い、温かな表情、反社会的行為は絶対に許さない態度や雰囲気、生徒を安心させ、保護者との信頼関係を築くことになる。学校長のリーダーシップのもと、このことを全職員で意識して生徒の指導にあたるのが、いじめの防止や早期解決にもつながる。

- 教科担任が授業中に生徒の様子をよく観察していたことから、いじめを発見することができ、早期解決につながった。
- 職員が、生徒のワイシャツの汚れに気づいたことから、いじめの被害にあっていることを早期に発見できた。
- 全ての休み時間から授業開始にかけて、職員が当番制で校内を巡視している。いじめや問題行動の未然防止及び早期発見に役立っている。
- いじめの加害生徒に対して、毅然とした対応の中でも、よく話を聞き、その生徒の心理的側面に寄り添った指導を心がけたことが、保護者の理解も得られ、早期の解決につながった。
- 生徒や保護者向け、あるいは職員向けに生徒指導通信、人権通信、保健室だより、相談室だより等を発行し、人権尊重の精神と態度についての啓発をしている。
- 学年会と教育相談係会が連携し、問題が発生する前に、欠席や遅刻が多い、表情が暗いなど気になる生徒に声がけをして、スクールカウンセラーにつなげている。

#### カ 外部機関の活用

発達障害のある生徒がいじめの被害者や加害者になる事案が、多くの学校で発生している。また、社会性やコミュニケーション能力の未熟な生徒が目立つことも各校の課題である。こうした現状から、発達障害の理解と障害のある生徒への適切な支援、また、対人関係力向上のためのソーシャルスキル育成等に、外部の人材や機関との連携を図っている学校がある。

- 人権講師派遣事業（心の支援室）を活用して、いじめの被害者を講師とした生徒向け講演会を実施し、いじめは決して許されないことを体験談から学んだ。
- 外部講師を招き、全生徒を対象に、インターネットや携帯電話に関わる情報モラルの学習会を実施して、ネットいじめの防止や誹謗中傷の書き込み禁止について啓発した。

- 職員人権研修会に発達障害の専門家を招き、理解を深めるとともに、対象と考えられる生徒に対する具体的な個別支援について検討した。
- 特別な配慮の必要な生徒について、発達障害支援員の助言を参考にしながら指導にあたっている。支援員が作成した生徒の情報をスクリーンに提示しながら個別の支援計画を検討したり、あるいは支援員による悩み相談や発達検査の結果に基づいたケース会議を実施したりしている。状況により、支援員がT・Tとして授業に関わることもある。
- 対人関係力や社会性の向上を目的に、大学等と連携して講師を招き、LHRや総合学習の時間を利用してソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを1年間に数回実施している。
- 中学校との連携を強化している。発達障害等、特別な配慮を要する生徒が多く在籍している高校では、例えば中高連絡会で、事前に資料の準備を中学校に依頼し、その高校専用ブースを設定して生徒についての丁寧な引継ぎを行うなどして、中学校から提供された情報を個別支援に役立てている。

## (2) 早期対応及び解決につながる取組

### ア いじめ対応マニュアルの活用

全ての高校において、生徒指導マニュアル及び危機管理マニュアルを作成しており、その中でいじめが発生したときの対応についてもまとめているが、いじめに特化した詳しい対応マニュアルを作成している高校は半数以下（約42%）である。

- いじめ事案が発生したとき、すぐにチーム対応できるように、マニュアル内で、指導の流れをわかりやすくフローチャート化している。
- 「事実確認のポイント」、「被害生徒への対応」、「加害生徒への対応」、「第三者的立場の生徒への対応」、「保護者や地域への対応」等について、項立てして詳細にまとめてあり、指導に生かすことができている。
- 今回、いじめ問題への取り組み強化が求められる中、新たにマニュアルを作成した学校もある。その中には、いじめに対する基本認識、未然防止、早期発見、組織的対応とともに、チェックリスト形式で活用できる「学級経営を見直すポイント」、「いじめを早期に発見するポイント（学校用、家庭用）」もまとめられている。
- 現在、いじめ対応マニュアルを作成中の学校もある。被害生徒をいかに支援していくかについて丁寧にまとめていくことが大切であるとともに、指導内容や対応過程について確認することができるチェックシート式のものが有効であると考え、検討中である。

## イ チームによる対応

いじめの事案が発生した際、加害生徒や被害生徒はもちろん、その他の生徒や保護者、学級や学年、部活動など集団への早期対応が求められる。管理職のリーダーシップのもと、関係職員を中心としたチームによる対応でなければ早期の解決は難しい。事案の内容に応じて編成するチームの構成について、いじめ対応マニュアルで示しておく、早期対応に有効である。

- 事案に応じた校内対応チームをすぐに立ち上げ、情報をしっかりと共有しながら生徒や保護者に対応した結果、いじめの解決につながった。
- マニュアルに基づいて、学校長を委員長とするいじめ対策委員会を立ち上げ、事実の調査、被害生徒及び加害生徒への対応をした。委員会と学年会、担任との連携がすぐに整い、組織的に対応したことで保護者との信頼関係が得られ、解決につながった。
- いじめ事案が発生した場合には、いじめ対策委員会（生徒指導係や相談係、コーディネーター等）を設置して、学年や部活動の顧問とも連携して早期に対応している。
- スクールカウンセラーとも連携して解決にあたった。被害生徒やその保護者のカウンセリングを行ってもらい、ケース会議で情報を共有した。
- 被害生徒やその保護者が、加害生徒への指導を望まなかったため、学年会と教科担当者が共通認識のもと、関係する生徒たちの様子をよく観察したり、まじめに取り組もうとしている雰囲気や態度を示す生徒には毅然とした対応をしたりするなど、授業環境を整備することによっていじめを鎮静化させた。
- 学年職員室をホームルーム教室の間に設置していることで、生徒たちの状況を把握しやすい上に、学年会で早期に情報を共有することができ、複数職員の協力による素早い対応につながっている。また、生徒たちの問題を未然に防ぐ効果もある。

## 9 今後の対応

関係課と連携を図りながら、各学校におけるいじめ対策の一層の強化に向けた支援を行う。

- 各学校のいじめ対応マニュアル整備の参考となるように、いじめ対応マニュアル作成の手引をつくる。その際、解決に困難が予想される事案への対応や、チーム対応のあり方とその具体についても示す。
- 各学校におけるいじめ対策や対応の参考となる特色ある取組について、様々な機会をとおして情報提供していく。
- 解決に苦慮している事案について、早期解決に向けた継続的支援をしていく。

### Ⅲ 特別支援学校まとめ

#### 1 相談室設置の有無 (全20校)

14校	70.0%
-----	-------

#### 2 いじめ対応マニュアルの有無

16校	80.0%
-----	-------

#### 3 相談窓口の周知

①学校要覧への明記	0校 (0.0%)
②全校集会での周知	6校 (30.0%)
③学校便りへの記載	11校 (55.0%)
④その他	13校 (65.0%)

#### 4 職員研修の実施

17校	85.0%
-----	-------

#### 5 教育課程での位置付け

①道徳・特活・総合等	14校 (70.0%)
②全校集会・学年集会等	8校 (40.0%)
③人権旬間・週間	16校 (80.0%)
④その他	4校 (20.0%)

#### 6 現在対応している事案

現在、校内で把握したいじめはない。

#### 7 いじめ問題解決に向けての困難点

- 高等部から入学してきた生徒の多くは、どちらかという被害を受けた生徒が多い。こうした生徒に、「好ましい人との付き合い方、接し方」「良い人間関係の構築」等を指導していくことに難しさを感じる。
- 自分から言葉で訴えたり、アンケートに回答することは難しいため、そうした状況を日々の様子の中で、素早く、的確につかんでいく必要がある。
- 自己肯定感の高まりとともに手や足がでるといった他害行為が減少していく傾向にあると感じる。児童生徒の自己肯定感を高める指導の充実を図ることが重要である。
- 保護者の方にも障害がある場合があり、学校としての考え方や対応の方針を丁寧に、継続的に説明していく必要がある。
- 人間関係の中で「嫌だ」という感覚、「それを言葉にする大切さ」を児童生徒にどう伝えていったらよいか難しい。

## 8 その他の課題

- 家庭環境（虐待の疑い、ネグレクト）で配慮を有する児童生徒もいる。学校のみで対応するのではなく、関係機関と連携を密にして、卒業後もその子を支えていく体制を構築する必要がある。

## 9 参考となる取組

### (1) 相談体制の充実

- 前籍校との引き継ぎ、関係機関との情報共有等を丁寧に行い、ひとりひとりの育ちの経緯を把握している。
- 保護者、関係機関等との支援会議を全児童生徒別に実施し、現在の課題や今後の支援の方向性を検討している。
- 教育相談担当を窓口にして、相談事例が担任、管理職、関係者へとスムーズにつなぎ、情報共有が図れる体制を整えている。
- 総合相談室を設置し、いじめ、発達について、支援について、将来について等、全ての相談の窓口になることを、地域や保護者に周知している。

### (2) 研修、学習会の開催（教職員向け、生徒向け）

- 教職員及び高等部生向けに、CAPによるワークショップを行っている。
- SSTなどを導入し、より具体的な内容で人間関係の構築のあり方を指導している。
- 教員間でグループ協議を行い、児童生徒の呼称のあり方、普段の声掛けのあり方等を協議し、教員の人権感覚を見直す機会を定期的に設けている。
- 校内で作成した資料「子ども達の人権を尊重し、安全で安心して生活できる学校を目指して」を活用した研修会を行っている。

### (3) 外部機関との連携

- 障害者相談支援センターの心理士の方に入っただき、人間関係のトラブルについてケース会議の開催や本人との相談に応じていただいている。
- 学校のみで対応するのではなく、障害者相談支援センター、市町村福祉担当課、社会福祉法人等と連携し、チーム体制で支援できるように努めている。